

東部健康福祉センターだより

～誰もが心身ともに健やかに暮らせる地域のために～
<第36号(平成26年10月24日(金)発行)>

静岡県東部健康福祉センター(東部保健所)発行
〒410-8543 沼津市高島本町1番地の3
(電話)055-920-2075 (FAX)055-920-2191

静岡県東部健康福祉センター

ご近所力を発揮しましょう!

～11月は、「児童虐待防止推進月間」です～

「あのおうち、心配だな…」と思ったら

最近、何かと児童に関することが話題になっています。その話題の中心は、児童虐待についての話です。

東部児童相談所が平成25年度に対応した相談総数は1,514件、そのうち児童虐待相談は356件で、全体の3割を占めています。

児童虐待＝児童相談所というイメージをお持ちの方も多いと思いますが、児童虐待防止のためには、実はご近所力というのが、子ども達にとっても、親御さんたちにとっても、大変心強いものなのです。

みなさまのご近所の家庭で、「もしかしたら…」「心配だな…」と思ったら、ご近所力を発揮して、どうか、その家庭に声をかけてみてください。



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

相談機関(連絡先)

<平日 8:30～17:00>

東部児童相談所 055-920-2085

担当地区：沼津市 熱海市 三島市 伊東市 御殿場市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市
函南町 清水町 長泉町 小山町

*お住まいの市役所・町役場の児童福祉担当課でも、子どもについての相談、児童虐待についての連絡を受け付けています。

<夜間、土・日曜、祝日、年末年始の児童虐待緊急連絡先>

県東部地区 055-922-4199

◎夜間、昼間を問わず、子どもの命や身体に危険が差し迫っている場合には、警察署へ110番通報してください。

*いずれの電話も通話料は発信者の負担です。

【お問い合わせ】 東部児童相談所 (電話)055-920-2085 (FAX)055-920-2191

里親になりませんか！

～10月は、「里親月間」です。～

「里親」とは

経済的困窮、虐待、親の行方不明など、さまざまな事情で家庭での養育ができなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と正しい理解をもって養育する人のことです。

里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する家庭の下での養育を、子どもたちに提供する制度です。

「里親」の種類

- 養育里親・・・家庭に戻れるまで、又は自立できるまでの子どもを養育する里親
- 専門里親・・・虐待を受けた子どもや障害のある子どもを、経験と専門知識を生かして養育する里親
- 養子縁組希望里親・・・養子縁組によって養親となることを希望する里親
- 親族里親・・・民法に定める扶養義務者等で、親の死亡等の事情により養育できなくなった場合に、里親としての認定を受けて養育する里親

「里親」になるには

子どもの養育について理解と熱意を持ち、豊かな愛情を持っていることが何よりも大切です。また、県が実施する研修を修了すること、経済的に困窮していないこと、等の要件が必要です。里親の申込みは、年間を通して、いつでも受け付けています。



子どもたちと社会は、
あたたかい家庭生活を提供してくれる里親を求めています。

【お問い合わせ】 東部児童相談所 (電話)055-920-2085 (FAX)055-920-2191

東部健康福祉センターからのお知らせ

平成26年度 人権シンポジウム

日時:平成26年12月17日(水)

13時10分～16時00分 (開場12時40分～)

場所:ふじのくに千本松フォーラム プラサヴェルデ コンベンションホールB

(住所:沼津市大手町1-1-4)

内容:基調講演『笑顔の戦士～生きているって幸せ～』講師:道志真弓氏

シンポジウム『障害のある人の人権』

問い合わせ先:福祉課 (電話番号)055-920-2075